

# 国立大学法人高知大学本給の調整額細則

平成17年3月23日  
規則第473号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第22条の規定による本給の調整額については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

## 第2章 本給の調整額

### (本給の調整額の決定)

第2条 本給の調整額を決定するときは、職員給与規則別表第2-1適用区分表（以下「適用区分表」という。）に掲げる職員に対して、次の調書を作成し、本給の調整額の適用要件を確認するものとする。

#### (1) 大学院担当教員

- イ 授業担当一覧表（別紙様式1-1）
- ロ 主任指導一覧表（別紙様式1-2）
- ハ 個人調書（別紙様式1-3）（第4条第2項に該当するものに限る。）

#### (2) 医学部及び附置研究所等に勤務する病理細菌技術者等

- イ 職務内容調書（別紙様式2-1）

#### (3) 前2号以外の者

- イ 職務内容調書（別紙様式2-2）

2 職員に本給の調整額の決定を通知する場合は、人事異動通知書を用いて行うものとし、異動内容は次によるものとする。

- (1) 本給の調整額を支給する場合（大学院担当発令と同時に本給の調整額を支給する場合を含む。）

調整数〇の本給の調整額を給する

- (2) 調整数の異なる本給の調整額を支給する場合

本給の調整額の調整数〇を調整数〇に改訂する

- (3) 本給の調整額を支給しなくなる場合（大学院担当を免じ、同時に本給の調整額を支

給しなくなる場合を含む。)

本給の調整額は支給しない

- (4) 大学院担当を命ぜられている者に、本給の調整額を支給する場合

大学院〇〇研究科〇〇専攻担当による調整数〇の本給の調整額を給する

- (5) 大学院担当を免じないで、本給の調整額を支給しなくなる場合

大学院〇〇研究科〇〇専攻担当による本給の調整額は支給しない

### 第3章 大学院担当教員の取扱い

(大学院担当教員の担当発令)

第3条 大学院研究科の担当発令は、人事異動通知書を用いて行うものとし、発令の内容は次によるものとする。この場合同時に本給の調整額の支給を発令する場合は、大学院研究科の担当発令と本給の調整額の支給発令を併記するものとする。

- (1) 大学院研究科の担当を命ずる場合

イ 専任担当を命ずる場合 大学院〇〇研究科〇〇専攻の専任担当を命ずる

ロ 兼任担当を命ずる場合 大学院〇〇研究科〇〇専攻の兼任担当を命ずる

- (2) 大学院研究科の担当を免ずる場合

イ 専任担当を免ずる場合 大学院〇〇研究科〇〇専攻の専任担当を免ずる

ロ 兼任担当を免ずる場合 大学院〇〇研究科〇〇専攻の兼任担当を免ずる

- 2 現に大学院研究科の担当を命ぜられている者が、大学院研究科を担当する必要がなくなった場合は、担当を免ずるものとする。

- 3 現に大学院研究科の担当を命ぜられている者が、次の各号の一に該当する場合でも、当該職員が当該大学院研究科の教育上必要不可欠な職員である限り、大学院研究科の担当を免ずる必要はないものとする。

- (1) 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第13条の規定により休職している場合

- (2) 職員就業規則第65条第1項第3号により停職にされている場合

- (3) 外国出張をしている場合

- (4) 職員就業規則第49条第1項の規定による病気休暇を取得している場合

- (5) 内地研究員等による研修をしている場合

- (6) 学内での異動

(本給の調整額を支給する職員)

第4条 本給の調整額は、大学院研究科の担当を命ぜられている本学の教授、准教授、講師及び助教のうち、大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を担当するもの又は主任として学生に対する研究指導（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第11条に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。）を担当するものに支給する。

2 調整数三の本給の調整額を支給する職員の取扱いは、2以上の専攻の学生の主任指導を担当する場合には、当該職員が主任指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。また、医学を履修する専攻及びそれ以外の専攻の学生の主任指導を担当する場合における調整数三を支給する要件となる主任指導学生の人数については、当該職員が専任担当する専攻が医学を履修する専攻にあつては5人以上、それ以外にあつては4人以上とする。

3 主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まない。

（支給の停止及び支給の開始等）

第5条 本給の調整額の支給の停止及び職務復帰等による支給の開始は、次によるものとする。

(1) 次の期間については、支給を停止するものとする。

イ 第3条第3項第1号の休職又は第2号の停職により職務に従事しない期間

ロ 第3条第3項第3号の外国出張、第4号の病気休暇及び第5号の研修（以下「外国出張等」という。）により引き続き90日を超えた日以降。なお、期間の計算は外国出張等の命令等の日から起算し、休日を含めて行うこと。

(2) 外国出張等による調整額の支給停止並びに外国出張等から復帰し支給要件を満たす場合の調整額の支給については、次によるものとする。

イ 年度の初めから（当該年度の前年から引き続く場合を含む。以下同じ。）当該年度の末日までの外国出張等の場合は、当該年度の始めから支給しない。従って、当該年度の前年から引き続く外国出張等の場合で、その外国出張等の日から90日の期間が当該年度にかかるときでも、当該年度は年度当初から支給しない。

ロ 年度の始めから当該年度の途中まで外国出張等の場合は、当該年度は外国出張等の日から90日を経過したときに支給を停止し、復帰したとき（外国出張等の命令期間中に復帰したときは、命令変更を行わない限り命令期間が終了したとき。）に支給を開始する。

(3) 年度の途中から担当を命じ調整額を支給する場合は、第4条に規定する支給要件を満たすことが必要である。

(継続支給者の取扱い)

第6条 前年度から引き続いて大学院研究科の担当による本給の調整額を支給する場合には、年度当初に第2条第1項第1号に掲げる調書で支給要件を確認の上、支給するものとする。

#### 第4章 削除

第7条及び第8条 削除

#### 第5章 適用区分表の2及び3における取扱い

(適用区分表の取扱い)

第9条 適用区分表の勤務個所が「医学部及び医学部附属病院」の項については次のとおりとする。

(1) 医師が休職、停職、派遣又は外国出張等により職務に従事しない場合は第5条と同様に取り扱うものとする。

(2) 「病理細菌技術者の助手」「診療放射線技術者の助手」は、必ずしも当該業務に必要な免許を必要としないが、主たる職務が「病理細菌技術者」「診療放射線技術者」に準ずる業務に従事する者とする。

(3) 患者係事務職員は、受付その他の窓口業務(単独診療科の窓口業務にあつては、診療を受ける延べ患者数のうち結核又は精神病の延べ患者数が過半数である窓口業務に限る。)を担当することを命ぜられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする職員とする。なお、「延べ患者数が過半数」とは、診療を受けた延べ患者のうち、結核又は精神病の疑いのある者が過半数であることをいう。

(4) 医学部附属病院の集中治療部等における医師が、大学院研究科の授業等を担当している場合には、それぞれの本給の調整額の調整数を合算して得た調整数を基礎として算出して差し支えない。

#### 第6章 補則

(職務内容調書の保管)

第10条 学長は、本給の調整額の支給状況を把握するために第2条に規定する調書を作成し、台帳として保管することとする。

(雑則)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、本給の調整額の取扱いについては、必要に応じ、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 2 日規則第 11 号）

（施行日）

1 この細則は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 高知大学学則（平成 19 年規則第 74 号）附則第 4 項に規定する大学院研究科を担当する者の本給の調整額決定通知の異動内容及び大学院担当教員の担当発令においては、改正後の国立大学法人高知大学本給の調整額細則（以下「新本給の調整額細則」という。）の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 号並びに第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中の「〇〇専攻」を削除し、また、本給の調整額決定に必要な主任指導一覧表及び個人調書については、改正後の別紙様式 1 - 2 及び別紙様式 1 - 3 の新本給の調整額細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 102 号）

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 23 日規則第 60 号）

この細則は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

## 別紙様式 1 - 1

## 授業担当一覧表

授業科目	単位数	授業開講期	学生数	担当教員名	備考

## 記入要領

- 1 専攻ごとに別葉とする。
- 2 「授業科目」欄は、専攻において開設している授業科目を列記すること。
- 3 各授業科目について、年間の単位数を「単位数」欄に、第1学期、第2学期、通年の別を「授業開講期」欄に、受講学生数を「学生数」欄に、それぞれ記入する。
- 4 「担当教員名」欄は、現在在職している教員の氏名を記入する。

## 別紙様式 1 - 2

## 主任指導一覧表

## 〇〇専攻

指 導 教 員			指 導 学 生		
所 属	職 名	氏 名	学 年	氏 名	研 究 題 目

## 記入要領

- 1 この表は、専攻ごとに別葉にして記入すること。
- 2 「学年」欄は、「修-1または博-2」のように記入する。
- 3 「研究題目」欄は、指導学生の研究題目を記入すること。ただし、研究題目が未定の場合は、未定と記入すること。

## 個 人 調 書

職 名		氏 名	
所 属			
担当専攻課程			
主任指導担当学生数の状況			
年 月 日	医学専攻	その他の専攻	摘 要
・ ・	人	人	
・ ・	人	人	
・ ・	人	人	
備 考			

## 記入要領

- 1 「所属」欄は、学系部門名称を記入すること。
- 2 「主任指導担当学生数の状況」欄は、当該職員が主任指導を担当している学生の数を記入し、学生の数に変動があった都度次の欄に記入すること。

## 職務内容調書（病理細菌技術者等）

1 現職名		2 所属教室等名	
3 氏名		4 現級号俸	
5 免許の種類及びその取得年月	免許名 年 月	6 学歴年次	
7 採用年月日	年 月 日	8 実施時期	年 月 日
9 職務内容	具体的な内容	取り扱う病原体	1 週の勤務時間 %
	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務		
	小	計	
	上記以外の業務		
	小	計	
計			
10 病気感染の危険性			

上記の記載は正確であることを確認します。

所属長氏名 \_\_\_\_\_

直接監督者氏名 \_\_\_\_\_



## 別紙様式 2 - 1 職務内容調書記入要領

第 1 欄 国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則別表 1 の職種及び職名又は国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則別表 1 の職種及び対象職員を記入する。

第 4 欄 職員が現に受けている級号俸を記入する。

(例) 教育職 (一) 2 級 1 4 号俸

第 9 欄 調整額の適用要件となる危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接扱う業務の具体的内容及びこの業務に際して取り扱うこととなる病原体の名称 (感染する場合の病気の名称を付記する。) を前記業務に対応して具体的に記入する。1 週間の勤務時間欄には、それぞれの業務の従事時間数を記入する。

第 10 欄 業務状態及び取扱病原体との関連における病気感染の危険性を具体的に説明すること。

## 職 務 内 容 調 書

1 現 職 名		2 現級号俸	
3 氏 名		4 免許資格	
5 勤務箇所		規則別表に 6 掲げる職名	
7 本給の調整 を行なう根 拠等	① 職員給与規則第 2 2 条 別表第 2 - 1 ( )	②調整数	③ 実施時期 年 月 日
	職 務 内 容		時間 %
8 内 訳	調整の対 象となる 職務		
	計		
	その他の 職務		
	計		
9 その他調整額 適用上の必要 事項			

上記の記載は正確であることを確認します。

所属長氏名 \_\_\_\_\_

直接監督者氏名 \_\_\_\_\_

別紙様式 2 - 2 職務内容調書記入要領

- 第 1 欄 別紙様式 2 - 1 第 1 欄の記入要領に準じて記入する。
- 第 2 欄 職員が現に受けている級号俸を記入する。  
 (例) 教育職 (一) 2 級 14 号俸
- 第 4 欄 当該職員が取得している免許状の種類を次のように記入する。  
 「衛生検査技師免許」「栄養士免許」「特別支援学校教諭免許」等
- 第 5 欄 当該職員がその職務を遂行するために配置されている個所を記入する。  
 (例) 医学部附属病院神経科精神科
- 第 6 欄 当該職員の適用区分表の勤務個所及び職員の名称をそれぞれ記入する。  
 (例) 医学部附属病院 (3) 医師
- 第 7 欄 ①は、当該職員が調整額を受けることとなる根拠条項を記入する。②は、該当する調整数を記入する。③は、新たに本給の調整額を支給する場合又は調整数の改訂を行う場合にその開始年月日を記入する。
- 第 8 欄 調整の対象となる業務とその他の業務とに分けて職務の内容ごとにその職務の概略と従事時間及びその従事時間の 38.75 時間に対する割合を記入する。
- 第 9 欄 (1) 国立大学医学部附属病院に勤務する職員で患者と接する職員については、月平均の患者取扱数を次のように記入する。

月平均の患者 取扱数	(1) 結核性患者		(2) 精神病患者		(3) その他の患者	
	入 院	外 来	入 院	外 来	入 院	外 来

- (2) 特別支援学校及び特別支援学級担当関係の職員については、担当する生徒数を記入する。
- (3) 医学部附属病院等の患者係窓口職員については、担当する窓口全体の月平均の患者取扱数で記入する。